

令和 8 年度有償英語ガイド育成業務
委託仕様書（案）

1. 委託業務名

令和 8 年度有償英語ガイド育成業務

2. 業務の背景や目的

（背景）

長崎市は世界遺産をはじめとする豊かな歴史・文化・自然を擁する国際観光都市であり、長崎港は全国有数のクルーズ拠点として年間約 200 隻（令和 7 年）が寄港している。訪日外国人旅行者の受入需要は高く、英語での質の高いガイドサービスへのニーズは顕著である。一方、本事業開始以前に長崎県内で稼働していた全国通訳案内士や英語ガイドは約 20 名程度にとどまり、多くを県外人材に依存する状況にあった。地域の歴史・文化を深く知る地元人材がガイドとして活躍する余地は大きく、地域経済への貢献と旅行者満足度の向上を両立できる仕組みの構築が求められていた。

こうした需給ギャップを踏まえ、DMO NAGASAKI では令和 6 年度より有償英語ガイドの独自ブランドとして「Nagasaki Crew（ナガサキクルー）」を立ち上げた。ガイド育成のみならず、DMO NAGASAKI が仕事受注の窓口となりガイドとマッチングする仕組みを整え、育成・就業・収入創出を一体で設計している点が特徴である。

（これまでの取組み）

令和 6 年度に第 1 期の育成を行い、令和 7 年度に第 2 期の育成を行った。各期の選考・研修を経て現在 48 名を認定ガイドとして輩出している。クルーズ客向けのツアー販売から始まり、現在は旅行会社・交通事業者・ホテル等経由の受注にも販路が拡大している。

これまでの研修は「アウトプット型」のカリキュラムを重視し、長崎の歴史・文化・世界遺産等の知識習得に加え、グループワーク・ロールプレイ演習・実地研修を組み合わせた実践的な内容としている。研修修了後は認定試験を経て Nagasaki Crew として認定され、DMO NAGASAKI と契約の上ガイド活動を開始する。また、未経験者が安心して現場に立てるよう「ペアガイド」制度を設け、段階的なステップを踏む支援体制を整えている。

（現状の課題）

Nagasaki Crew のメンバーは本業を持ちながら副業・兼業としてガイドに取り組む方が多く、平日に稼働できる人材に限られているのが実情である。クルーズ船寄港が集中する繁忙シーズンには需要に十分対応できないケースが生じており、平日を含む安定した稼働体制の構築が必要である。

また、現在の認定ガイドについては、英語での対応力や長崎に関する知識の習熟度に個人差があり、サービス品質の安定確保が課題となっている。旅行者の満足度向上と Nagasaki Crew ブランドの信頼性維持のためには、英語力・専門知識・ホスピタリティを兼ね備えた質の高いガイドを新たに育成・確保することが求められている。

(本事業の目的)

令和8年度は上記課題を踏まえ、第3期となる新規有償英語ガイドの育成を行う。英語でのガイディングに必要な知識・技術を体系的に習得した即戦力ガイドを育成・認定することにより、Nagasaki Crew の担い手を拡充し、年間を通じた安定的かつ質の高いガイドサービス提供体制の構築を目的とする。

受託者には、これまでの取組の趣旨を踏まえ、長崎の歴史・文化・世界遺産等に関する知識習得、英語によるコミュニケーション技術、実地ガイドの実践を組み合わせたアウトプット型の育成プログラムの企画・実施を期待する。受講者が研修修了後に速やかに現場で活躍できるよう、段階的かつ実践的な内容とすること。

3. 期間

契約日～令和9年3月12日(金)

4. 業務内容

(1) Nagasaki Crew 新規育成のための募集・選考

募集企画から選考までの一連の業務を行うこと。なお、募集要項・チラシの作成、応募者との連絡調整、受講料の徴収など、募集・選考に付随する業務も含まれるものとする。

①面接人数 最大40名

※必要に応じて書類選考を実施し、面接人数を絞り込むものとする。

(2) Nagasaki Crew 育成研修の実施

選考合格者を対象に研修を実施すること。テキスト印刷・会場手配など、研修に付随する業務も含まれるものとする。実施内容は以下の①～⑤の条件を満たすものとする。

①研修回数 全6回(実地研修を最低1回は含む)

②研修時間 各回6時間程度

③研修時期 令和8年7～12月頃

④研修場所 長崎市内

⑤受講者数 25名程度

(3) 打ち合わせの実施

(1) (2) 実施のための打ち合わせを当協会と実施すること。打ち合わせは原則オンラインとし、月1回を目安とする。

(4) 報告書の作成

業務終了後、委託期間内に上記(1)(2)の実施内容をまとめた報告書を作成すること。

5. 成果物

- ・ 報告書 1部 (電子データ納品)
- ・ 委託業務完了報告書 1部 (電子データ納品)

6. 納期

令和9年3月12日(金)

7. 留意事項

- (1) 受託者は協会の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 本業務に際して必要な一切の経費は、当初の契約金額に含むものとする。
- (3) 成果物に重大な誤りがあった場合は、原因者において、回収、修正、再調査等の必要な処置を講ずること。
- (4) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により協会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、協会と協議のうえ決定する。
- (6) なお、業務内容の変更等について協会から指示等があった場合は、協会と受託者が協議のうえ、委託契約の内容を変更することができる。

以上